

いしかわの森づくり検討委員会 設置要綱

(設置目的)

第1条 森林・林業をめぐる現状と課題をふまえ、石川県における新たな森林整備の推進に必要な事項を検討するため、「いしかわの森づくり検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、自治体の長、学識経験者、企業・経済団体、県民・住民団体及び林業関係者からなるものとし、別紙のとおりとする。
2 委員会には、委員長を置くものとし、その選出は委員の互選とする。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が主催する。
2 委員長に事故があるときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。
3 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
4 委員会は、必要と認めるときは、部会を設けることができる。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、平成17年12月31日までとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、農林水産部森林管理課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、その都度、石川県農林水産部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年5月27日から施行する。